

議事要旨(7)企業結合会計基準等の公表に伴う他の会計基準の改正について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、企業結合に関する一連の会計基準等が昨年12月に公表されたが、それに伴い改正が必要となる他の会計基準等について技術的な見直しを行った上、公開草案を経ずに公表することを予定している旨、説明された。

引き続き、小林（正） 研究員から、審議資料に基づき、他の会計基準等の主な改正箇所について以下の説明がなされた。

■ **企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」**

平成 20 年 12 月に公表された連結会計基準に対応して、支配獲得時の子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法のみとするなどの技術的な改正を行う。

■ **企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」**

- (1) 平成 20 年 9 月に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応して、後入先出法における売上原価修正を削除する。
- (2) 平成 20 年 12 月に公表された企業結合会計基準に対応して、重要な企業結合に関して持分プーリング法を適用した場合の注記事項等を削除する。

■ **企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」**

企業結合会計基準に対応して、負ののれんに関連する所要の改正を行う。

■ **企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」**

企業結合会計基準に対応して、負ののれんは発生した事業年度の利益となることを踏まえた表現などの技術的な改正を行う。

■ **企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」及び実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」**

企業結合会計基準及び連結会計基準等に対応して、これらの会計基準等における表現（例えば、「会社等」から「企業」への変更）等に合わせるための技術的な改正を行う。

事務局からの説明に対して、出席した委員から特段の意見等はなかった。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。